

① 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

別表十三(三) 平二七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換により譲渡した資産の種類及び用途	1		取得資産と交換差金等を取得した場合又は 譲渡資産と交換差金等を取得した場合	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円		
交換の相手先の氏名又は名称	2			圧縮限度額の計算	譲渡直前の帳簿価額(12)	14		
交換の年月日	3	平 . .			取得資産の価額(7)	15		
譲渡資産を取得した年月日	4	昭平 . .			取得資産とともに取得した交換差金等の額	16		
交換取得資産を交換の相手先が取得した年月日	5	昭平 . .			取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	17		
譲渡資産の価額	6				圧縮限度額 $(15) - (17)$ 又は $(15) - (17) - 1$ 円	18		
取得資産の価額	7				圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19		
(6) と (7) の差額	8			譲渡資産と交換差金等を取得した場合	資産の帳簿価額を減額した金額	20		
(6) と (7) のうち多い金額の $\frac{20}{100}$ 相当額	9				圧縮限度額の計算	取得資産の価額(7)	21	
譲渡直前の帳簿価額	譲渡資産の帳簿価額	10				譲渡直前の帳簿価額(12)	22	
		11				譲渡資産とともに交付した交換差金等の額	23	
	計	12			計 $(22) + (23)$	24		
	譲渡資産の譲渡に要した経費の額	11			圧縮限度額 $(21) - (24)$	25		
	計 $(10) + (11)$	12		圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26			

## 別表十三（三）の記載の仕方

1 この明細書は、固定資産である土地等を交換した法人が、法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第50条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限り、）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 この明細書は、交換した資産の種類ごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。